第1 趣旨

砂川市(以下「市」という。)は、現在、健康増進計画である「健康すながわ 21」や平成 28 年 12 月に制定した砂川市がん対策推進条例などに基づいて、市民の健康づくりに取り組んでいるところであるが、多様化する住民ニーズに対応するため、行政にはない資源を有する民間企業等との協働により、いつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりを図るものである。

第2 対象企業等

民間事業者、NPO法人等(以下「企業等」という。)、第5に掲げるいずれかの取り組みを実施する意欲のある企業等を対象とする。

第3 企業等の募集

市は、連携協定の締結を希望する企業等を募集する。

2 連携協定の締結を希望する企業等は、市に「砂川市健康づくりの推進に係る連携協定 事業提案書(様式1)」を提出する。

第4 連携協定の締結

市は、連携協定の提案があった場合、書類審査等を行い、第5に定める連携事項が適切に実行できると見込まれるときは、砂川市健康づくり連携協定を締結する。

2 連携協定の有効期間は、連携協定締結日からその日の属する年度の末日までとする。 ただし、期間の満了1か月前までに申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長 するものとし、以後同様とする。

第5 連携事項

健康づくりに関する取り組みとし、以下の事項について連携する。

- (1) 健康づくりに対する普及・啓発の取り組み
- (2) がんを早期に発見するための取り組み
- (3) その他、健康づくりに必要な取り組み

第6 募集及び応募期間

募集及び応募期間は通年とする。

第7 連携協定の解除

市及び企業等は、当事者間の協議により、連携協定を解除することができる。

2 市及び企業等は、相手方が法令並びに本要領及び本連携協定のいずれかに違反した場合は、連携協定を解除することができる。

第8 その他

この要領の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要領は、平成29年8月4日から施行する。